

アメリカにおける自由について (1) — その特質と制度

橋本 富郎

人文社会教室

(1994年8月31日受理)

On Liberty in the United States of America (1)
— Its Characteristics and Institutions

Tomiro HASHIMOTO

The Department of Humanities and Social Sciences

(Received August 31, 1994)

The genius of American liberty is a combination of the idea of liberty in the singular (the Painean view of liberty) and the idea of liberties in the plural (the Burkean notion of liberty). The combination can be traced both in Jefferson's Declaration of Independence and in his treatment of trial by jury. *The Federalist* supplies a twofold system for securing American liberty. One in the political arena is separation of powers in government; the other in the social arena is a network of checks and balances in a pluralistic society. (to be continued)

1. はじめに — 「アメリカには自由があるわ」

この小論の目的は、つぎの諸点を素描することにある。すなわち、アメリカ合衆国における自由の観念にはどのような特質があるか、その自由を維持するためにどのような制度的保障を用意しているか [以上, 本巻], 日々の社会生活のなかで普通の人びとが自由をどのように意識してきたか、そして現にしているか、そうした自由の観念と制度にはどのような問題点が潜んでいるか [以上, 次巻], である。(以下の行論においてたんにアメリカと称する場合には、すべてアメリカ合衆国を指す。)

かつて1960年代、ベトナム戦争たけなわのころに広く知られた逸話がある。それによれば、当時の北ベトナムの精神的かつ政治的カリスマ、民族解放戦争を率いる軍事的指導者、ホー・チ・ミンがアメリカの独立革命の物語を愛読したという。現に激しい戦火を交えつつある敵国の歴史をひもとくというのは、いささか奇異の感を禁じえない。察するところ、植民地が圧政的な宗主国にたいして弓を引くことによって、抑圧からみずからを解放し、独立と自由を勝ち取ったアメリカ人に北ベトナム同胞を重ねあわせて、彼らの大義名分に意気を感じ、その闘争過程に鼓舞されたのであろう。

時代は下って1989年1月13日の読売新聞は、アメリカ大統領レーガンがホワイトハウスを去るにあたって最後のテレビ演説をおこなった際に、ある出来事を披露した、と報じた。それによると、アメリカ戦艦ミッドウェーが東シナ海上において、インドシナ半島から脱出して漂流中のいわゆるボートピープルを発見した折り、救助を求める難民の一人がアメリカ兵に向かってこう叫んだという。「ハロー、アメリカの水兵さん、ハロー、自由の国の人」と。難民は、みずからの意志で祖国をあとにした亡国の民草である。おそらく彼らの目には、アメリカが「自由なる者の国」(アメリカ国歌のひとつ、〈ザ・スター・スパングルド・バナー〉の一節)と映っていたのであろう。

他方、こうした外国人のアメリカ観とは別に、1991年10月27日の毎日新聞は、アメリカ人自身が自国をどのように意識しているかを伝えるエピソードを紹介している。テキサス州ダラスからエルパソに向かう飛行機内での出来事である。離陸してしばらくすると、湾岸戦争でおなじみになった迷彩服を来た4、5人の兵士たちが、スチュワーデスにうながされてエコノミー席からファーストクラスへ移動した。そのあと記者(私)は、隣席に座ってマニキュアに余念のない10歳の少女ジョディと会話する。

「日本とアメリカの違いはどこ？」すると、意外な答が返ってきた。

「アメリカには自由があるわ。」

びっくりして、何も考えず「自由ってなんのこと？」と聞いたら、ジョディちゃんは「説明がむずかしいわね」と真剣になった。しばらく考え、向こう隣のビジネスマンふうの男に向かって、私を指さしながら言った。「自由のこと、この人に教えてあげたいの。」ビジネスマン氏は、それはいい考えだと笑って、明快に答えた。「自由とは権利のことだよ。」「そう、それよ。」彼女は得意げに私に念を押した。

今度はビジネスマンのほうが、さっきの兵士たちを指さして私に説明を始めた。「湾岸戦争で彼らは自由のために戦った。いま、あの服を着ていればファーストクラスに乗せてくれるんだ。」アメリカは世界の歴史も作ろうとしている。ふと、私はそう思った。……

この出来事は多くのことを語っているように思えるが、さしあたりここでの筆者の注意を引くのは、年端もゆかぬ少女が外国人の大人に向かって少しも臆することなく、自国の特徴を自由という言葉で要約してみせるくだりである。さすがに自由の意味を説明しかねるが、大人の助けを借りつつ、わが意を得たりとでもいうふうには、ふたたび権利という言葉で言い換える点である。10歳といえば、小学校4年生見当であろう。学校では先生と、家庭では親と、ひよつとすると友達同士のあいだでも、自国の歴史や国民性にかんする会話のなかでそうした言葉を頻繁に用いているのではないかと想像させられる。わずかに10歳の少女が、マニキュアを塗りながら自由や権利を語る——ここに、アメリカ人の日常の生活ぶりの一端を垣間見る思いがするのである。

さてそれでは、そのアメリカにおいて自由はどのようにとらえられてきたであろうか。そしていま、自由をめぐるどのような問題が生じているだろうか。まず建国期前後の思想状況を振り返ることからはじめよう。

2. アメリカ的自由の観念の特質——トマス・ジェファソンを中心として

(1) 二つの自由観

結論を先取りしていえば、アメリカにおける自由は、後述するような「大文字の自由」と「小文字の自由」¹⁾とが並存、混在したものである。このことを理解するには、アメリカ独立革命期の言説とフランス革命期の論争とを比較・対照してみるとよいだろう。

まず後者においては、「大文字の自由」観と「小文字の自由」観とが先鋭に対立した。その有り様は、一方で、フランス革命の諸原理を鼓吹した政治パンフレット作者、トマス・ペインが「大文字の自由」を声高に唱え、他方で、フランス革命の諸原理を完膚なきまでに叩いた近代保守主義の鼻祖、エドモンド・バークが「小文字の自由」を主張して譲らなかったところの、あのイデオロギー的論争のなかに鮮やかに示されている。²⁾

フランスにおいては、アンシャン・レジームに身をおく民衆の目の前に、君主政治体制や貴族社会構造がそびえ立っていた。それらを打倒することなしには、昨日まで背に重荷を背負わされた民衆が、今日くびきからみずからを解放し、明日の自由を期待することは不可能と思われた。それら構造物の廃虚の上にはじめて、理性に支えられて新しい人間の自由と人権が誕生し、成長すると信じられた。シェイエスの言葉を借りれば、「第三階級とは何か？ それは昨日は無であり、明日はすべてだ」というような、すべてか、それとも無かの状況だったのである。

したがって、過去からきっぱり絶縁するには、政治的なものであれ、社会的なものであれ、精神的なものであれ、呪われた過去を引きずっている一切合切を一掃しなければならず、さらには、死者の存在さえも否定されねばならなかった。伝統や世代の連続性をことごとく考慮の外においたペインは、「私は、生者の権利を擁護する。その権利が、……死者の権限によって奪い上げられ、支配されることに反対しているのだ。しかるにバーク氏は、生者の権利と自由を左右する死者の権限を擁護しようと努めているのだ」³⁾と述べている。

ペインの個人主義的社会観は、二つの非実在、すなわち、もはやこの世に生存しない者といまだ生まれ来たらぬ者とを連環とするところの、時間軸に沿った必然的な連鎖の関係——これこそ、バークが口をきわめて擁護しようとしたものにほかならなかった——を認めることができなかったのである。

過去の遺制を打破するための理論的武器は、いわゆる自然権思想であった。ペインがフランスの1793年憲法制定小委員会のメンバーに選出され、その草稿作成過程に参画した折りに、人権と自由をつぎのように明確に定式化している。「社会において人間が結合する目的は、市民的および政治的自然権の保持にある。……1. 市民的および政治的自然権は、自由・平等・安全・財産・社会的保護、および抑圧への抵抗である。2. 自由は、他人の権利に反しない何事をもなすという権利に存する。したがって、各人による自然権の行使は、社会の全構成員にたいして同等の享受

を確保する上での制限以外は、なんらの制限をうけるものではない。」⁴⁾ 人間をして人間たらしめる大前提、人格に固有の不可譲な属性、人間の尊厳にとって不可欠なもの、それが自然権であった。

こうした普遍的、超歴史的、先験的なものとして主張される自由が、前述の「大文字の自由」である。それは、『フランス人権宣言』のなかに高らかにうたわれた、あの人間一般の自由、人類の新しい自由といってもよい。それは、国家による裁可を経て誕生する後国家的なものではない。まして、世襲の君主や貴族による承認をまっぴらに始めて存在を許される性質のものでは決してない。天地創造の秩序において創造主から与えられる、いわゆる天賦の人権であった。

このように、アンシャン・レジームという古い革袋のなかで、まるでシャンペンの泡のようにふつふつと発酵しつつあった新思想が、一切の過去を否定し去ろうとする政治運動にたいして、強力かつ魅力的な武器を供給したのは当然の成りゆきであったろう。

一方バークは、伝統に結晶してゆく時間の連続性をなによりも重視する。人間の継続性を保証し、社会の歴史的の一貫性を保たしめる役割を果たすものとして、彼は先入見 (prejudice) の意義を強調してやまない。先入見とは、幾星霜にもわたる歴史をくぐり抜けてきた諸制度、諸慣習のなかに潜むところの、一朝一夕にしては獲得しえない、民族または国民の〈経験的、集合的英知〉とでも呼ぶべきものである。これを常識と言い換えてもよいだろう。個人の手もとに蓄えられた理性の量がささやかであるのにひきかえ、社会や時代のなかに蓄積された先入見の量は莫大であろう。この先入見こそ、一切の人間の事象における導きの星たるべきだ、というのである。

さらに、この先入見は法律や世論のなかに反映されて、政治の領域においても重要な統合要因として機能する。なぜなら、先入見によって生の心理的保証が確保され、ひいては社会秩序および国家構造の安定に資することができようからである。

ペインの「人類の新しい自由」の主張に直面したとき、バークは決然として、自然権学派が出発点とする自然状態という知的仮設をしりぞけつつ、イギリス国民が依拠すべき自由の神髄を明らかにする。イギリス国民が享受する諸自由は、幾世代にもわたる試練を経ながら、一つまた一つと、具体的な事実関係のなかで順次に獲得されてきた集積物である。そのいずれもが、古来よりイギリス臣民の明白な歴史的かつ具体的権利として承認されてきたものである。なるほどイギリスの諸自由が、しばしば危機に陥ったことはあったろう。しかし尊敬すべき祖先たちは、彼ら以前の祖先たちの先例と慣行へとさかのぼることによって、揺るぎない自由の系譜を証明してきた。たとえば『マグナ・カルタ』は、イギリス王国の旧来のコモン・ローの再確認であったし、また名誉革命の意義は、争う余地のない自由と特権との支柱たる、あの古い国家構造を保存しようとするところにあったのである。

これが、深く伝統に根ざした「小文字の自由」の観念である。あるいは「複数形の諸自由」と言い換えてもよい。バークは継承の原理に基づきながら、「われわれの諸自由を、祖先からわれわれに引き継がれ、さらに子孫へと伝えられてゆく、いわば限嗣相続財産として主張すること、そしてまた、より普遍的な、より本源的な他のいかなる権利にも準拠しないところの、とくにこの王国の人民だけに属する財産として主張すること——これこそ、われわれの国家構造の一定不変の方針だったので」⁵⁾と、誇らしげに言明している。

もしもペインが形而上学的推論に沿って、普遍的、先験的、抽象的な原理に依拠することによって人間的自由＝「大文字の自由」の新たな樹立を目指したとすれば、バークは経験主義的心性の持ち主として、歴史的、具体的な先例に依拠することによって歴史的自由＝「小文字の自由」を保全しようとした、と総括できるだろう。そして両者の所説は、フランス革命の日々にその諸原理をめぐる鋭く対峙したのであった。⁶⁾

(2) ジェファソンの自由観——『独立宣言』と陪審裁判論とに見る

ひるがえって、アメリカ独立革命期においては、国家建設と国民形成にかんする論議のなかで、アメリカの批判的精神は自由をどのようにとらえていたのだろうか。

それを理解するよすがとなるのは、革命直前の時期に表明された思想と、それに基づく政治行動とである。なぜなら、イギリス帝国内での残留から分離独立へと、国王への請願による内部改革から銃による荒々しい外科的治療へと、決意のボルテージが高まっていった理由説明のなかに、「大文字の自由」と「小文字の自由」とが並存している有り様を、そして両者の並存がアメリカの自由観の特質となって結晶してゆく有り様を、見て取ることができるからである。

さて、トマス・ジェファソンをもったことはアメリカにとって幸運なことであった。なぜなら、「大文字の自由」と「小文字の自由」の並存の典型的な実例を、彼の思想と行動のなかにはっきりと認めることができるからである。

従来ややもすればジェファソンは、「大文字の自由」観の源流たる18世紀啓蒙思想の、アメリカにおける代表的人物と目される傾向が強かった。⁷⁾ たしかに、彼の思想は啓蒙思想的色彩を色濃く宿している。たとえば世代間の関係について、ペインの所説そのままに、つぎのように述べている。「各世代は明確に区切られた国家であり、その多数の意志によってみずからを拘束する権利を有するが、つぎの世代を拘束しえないのは、他国の住民を拘束しえないのと同じである。……死せる者には権利はない。死せる者は無であり、無は何ものをも所有することはできない。……この生きた地球、そしてその地球のすべてのものは、現在生きている住民たちに、しかも彼らが生きているあいだ、属しているのである。』⁸⁾

これは“現世代の主権の原則”とでも呼ぶべきものであり、これをパークの言説と比較するなら、両者の相違は一目瞭然であろう。こうした考え方があったからこそ、ジェファソンと彼の世代の人びとには、過去からの決別、つまり、イギリス本国からの植民地の分離独立、そして主権と自由の獲得という、前人未達の大事業をやりとげる勇気がわいたのだといえよう。

それにもかかわらず、筆者はジェファソンのなかに、二つの自由観の政治哲学的な認識と、政治技術上の使い分けとを見て取る。⁹⁾ そして、建国期における最高政治指導者のひとりが、深く思索する人士であったがゆえに、その後のアメリカは二つの自由観のどちらか一方に偏することなく、双方の観念からそれぞれの特質を学びとりつつ、アメリカ的な精神風土と政治基盤を形成していくことができたと思うのである。以下、ほとんどジェファソンの作といえる『独立宣言』の構成および内容と、アメリカ植民地において連綿とつづいてきた陪審裁判への彼の弁護論——このふたつの検討をとおして、彼の政治的思考の特徴を探り出してみよう。

①まず『独立宣言』は、五人の起草委員のうち主としてジェファソンが執筆し、ごくわずかの添削と修正を経ただけで、大陸会議から布告された。『宣言』の主要部は二部から構成されているが、資料として引用、言及される場合にはたいてい前半部のみであり、後半部は省略されることが多い。前半では周知のように、自然権の思想原理が高らかにうたいあげられているのだが、その原理と語調に目を奪われすぎるといえるか、焦点は前半に集中するようになり、その結果、後半部に盛り込まれた「小文字の自由」観を軽視する態度が生まれたのではないか。あるいは逆に、アメリカ独立革命における「小文字の自由」観の役割をそもそも軽視する態度から、そうした扱い方をするようになったのか。いずれにしろ筆者は、『宣言』の後半部のもつ意味を熟考すべきだと思うのである。

後半部は「大英国の現国王の悪行と篡奪の歴史」を証明しようとの意図のもとに、数々の事実を一つひとつ列挙してみせる。それらは、議会、法律、裁判、通商、軍隊、代表権その他、28項目の細部にわたっている。およそ一国の命運を決する緊要な宣言を発する際に、このような方法はまず異例といわねばならないのではないか。ジェファソン自身、後年こう述懐している。「『宣言』は、広く人類の前に事物の当然の条理を明確に述べる」とともに、「アメリカ人の精神の表明たらしめんとした」¹⁰⁾ と。これは『宣言』の前半部と後半部をそれぞれ指していると思われるが、両者の性格の違いを簡潔に説明している。

なるほど「アメリカ人の精神」は、先達の思想からさまざまな影響を受けつつ形成されてきたであろう。しかし、契約と特許状のもとに、一世紀半以上にわたって新世界で社会を建設してきたという、アメリカ植民地人の政治生活の実体験によって裏打ちされていたがゆえに、ジェファソンは『宣言』を「当時の一般的な通念」の表明だということのできたのである。それは、先験的な原理から演繹的に導き出された結論ではない。形而上学的な裸の思考の産物では決してない。

たとえば、バージニアの特許状には、植民地人とその子孫は「イギリス臣民と同等の自由、特権および免除」を、すなわち「イギリス人の諸権利」を享有する旨が記されており、したがって植民地人は、「イギリス人としての憲法上の権利」とコモン・ロー上の個人の権利とを、植民地の政治運営において当然のものとして行使しこそすれ、決して放棄しなかったのである。

陪審裁判制度のある研究者は、「今日の陪審のスタイルは、18世紀の半ばまでに英国で形成され、世界の英国領土に移植された。アメリカもそのひとつであるが、陪審制度の歴史的な意味と、その成長の仕方は、ずいぶん異なっていた。というのも、初期の北米植民地では、英国法のルールに従いながらも、紛争解決に当たっては、植民地の妥当な慣行と、タウン・ミーティングの決定による自治的な解決方法を採用していたからである」¹¹⁾ と書いている。このように長年にわたって徐々に獲得され、保障されてきた諸自由＝「小文字の自由」という形の権利を、大文字の理念で表明したこと——この点にこそ、他国における同類の宣言とは異なって、アメリカの『独立宣言』の本質があるのではないだろうか。

またホイジンガは、「ほんのささいな事柄にかんする場合でも、人をうっとりさせるような自由の呼び声が聞こえてきて、それはやがて朗々たる呼び掛けとなって響きわたる」と述べて、日常生活上の具体的な諸問題が導火線となって、壮大な政治の理念や原理の表明へと発展してゆく有り様を、巧みに描いている。¹²⁾ 1763年ごろのバージニアでは、慣例として牧師の俸給は一定量のタバコの献納であったが、植民地議会は、価格変動で牧師に得をさせる必要はないと考えて、タバコの収穫がよくない場合には金銭支払いとすると決定した。イギリス国王による決定無効通告にもかかわらず、植民地はそれを無視した。そこで牧師が植民地政府を訴えたとき、かのパトリック・ヘンリーは「国王は健全な行為を承認せず、臣民の父たることをやめて暴君に墮し、もって臣民の服従を要求する権利をみずから放棄するのである」と獅子吼した、という。ヨーロッパの知識人らしくといおうか、ホイジンガはアメリカ史全体を現代音楽にたとえて、「圧倒的な音量」と「耳慣れない和音」に戸惑う、と評している。¹³⁾

②つぎに、ジェファソンが陪審裁判をどのようにとらえているかの検討をとおして、彼の自由の権利意識がいかに伝統に根ざしているかを見よう。

1773年の有名なボストン茶会事件のあと、イギリス本国議会は「ボストン市における暴動と騒乱の鎮圧のための法」を制定した。その法律によると、ボストンにおける殺人事件は、もし植民地総督が欲すれば、イギリス本土において、高等裁判所で、ミドルセックス出身の陪審員たちによって裁かれるのみならず、証人も被告と同様に、大西洋を渡って証言の義務を負うべし、となっている。

何にもましてジェファソンを激高させたのは、この法律によって、まさしくアメリカが治外法権的立場に貶められることであった。彼は怒りもあらわに、『イギリス領アメリカの諸権利についての意見の要約』のなかで、こう決めつける。「アメリカの地で犯行を行った哀れな犯罪者は、(この法律によれば)近所の仲間(の陪審)による裁判の特権を奪われ、そこでのみ十分証拠の得られるその土地から身柄を(イギリス本国に)移され、金もなく、相談相手もなく、友もなく、無罪弁明のための証拠もなしに、おまけに頭から有罪と決め込んでいる(イギリスの)判事の前で裁判を受けねばならない。……その同胞が自分たちの社会の同情から引き離されて、同胞が引き立てられてゆき、その結果イギリス議会の圧政に犠牲を捧げることになることを傍観するような卑怯者は、現にかの法律の立案者につけられている永遠の悪名に価するのだ!」

イギリス国王の任命する検事が訴追し、国王任命の裁判官が国王の法にもとづいて判決を下す裁判とは、アメリカ植民地人の年来の権利のみならず、イギリス人としての古来の権利をも蹂躪するものにほかならない、とジェファソンの目に映ったのである。

2年後の『宣言』の構成と内容を予想させるかのように、ジェファソンは一方で、「自由な人民としてのわれわれがここに主張する諸権利は、元首からいただいた賜物ではなく、自然法にもとづいた生得の諸権利であり……。われわれに生命を与えたもうた神は、同時にわれわれに自由をも与えたもうた」として、ペイン的な考え方を吐露しながらも、しかし同時に、古来のアングロサクソン人の行為や伝統にこまかく言及しつつ、可能なかぎりイギリス本国とアメリカ植民地とのあいだに平穏な関係を回復し、両者の一体性を保持し、「全帝国にわたる同胞愛と調和」を存続させることが「イギリス領アメリカの熱心な祈り」であると、もうひとつの真意を熱っぽく披瀝している。¹⁴⁾

さらに25年後の『大統領第一次就任演説』のなかで、ジェファソンは同胞市民を前にして、アメリカが拠るべき多数の政治原理を簡潔に示しているが、そのリストの最後尾に「公正に選ばれた陪審員による裁判の権利を確保すべきこと」を挙げ、つづいて「以上、これらの政治原理は、われわれの祖先の時代にも仰ぎ見、またわれわれの革命と改革の時代を通じてわれわれを導いてきた輝く星座のようなものである。われわれの賢人たちの知恵、われわれの英雄たちの流した碧血が、これら政治原理の獲得のために捧げられてきたのです」¹⁵⁾と述べて、それら諸原理のよって来たるところはどこか、アメリカ市民にとってどのような意味をもつのか、を説いている。現在から遙かな時空を越え、いきなり天地創造の秩序に立ち戻って、そこに人間の自由の権利の淵源を求めようとする態度はここにはない。『独立宣言』の前半部にみられる先験的な性格の思想と、この『就任演説』全体に見られる歴史意識との並存、またはコンビネーション——これがジェファソンの魅力なのではあるまいか。筆者はこの点に注意を喚起したいと思うのである。

陪審裁判は、ジェファソンが政治原理のなかに数え入れたように、司法の制度であるとともに、すぐれて政治的な制度でもある。後年、トクヴィルは『アメリカにおけるデモクラシー』のなかで、とくに「政治制度として見た合衆国の陪審について」という一節を設けて、そのことに言及している。すなわち、アメリカでおこなわれている陪審は、普通選挙権の制度とならんで、人民主権の教義の直接的な結果であり、多数支配の方法として二つとも等しく強力で

ある、そして、その政治的効果として、陪審が人民による支配を確立するもっとも強力な方法であると同時に、支配する術を人民に教えるもっとも有効な方法でもある、と指摘する。¹⁶⁾

今日の日本においても、立法権および行政権への市民参加に比べて、司法権への参加の立ち遅れが指摘されている。市民のより広範な政治参加を促進しようとの観点から、司法権への参加の拡大を目指す動きが出てきて、参審制度と陪審制度の比較検討や現実的可能性が論議を呼んでいる。その根拠として、陪審制度は、ひとつには人民主権の当然の帰結であるという考え方と、ふたつには効果的な市民教育に役立つという評価とが挙げられよう。

18世紀半ば以降、独立革命の前夜を迎えるまで、イギリス本国はアメリカにおける陪審裁判を制限するような立法をおこなった。¹⁷⁾ それは、人民主権を説いて倦むことを知らぬジェファソンにしてみれば、まさに人民主権そのものへの侮辱であると同時に、先代から継承し、いまや植民地自治の土壌にしっかりと根を下ろしている慣行としての陪審裁判によせる彼の信頼を、根底から揺さぶるものであった。独立前に植民地の権利を主張する際にも、また独立後に政治基盤の確立を説く際にも、ジェファソンの筆は一貫して陪審裁判の必要性を熱く語りつづける。

『イギリス領アメリカの諸権利についての意見の要約』(1774)における意見は上に見たとおりである。『独立宣言』(1776)では、イギリス国王の篡奪の一例として、陪審裁判の権利の蹂躪を挙げている。パリ発の『ハンフレー大佐への手紙』(1789)では、その前年に発効した連邦憲法が陪審裁判制度を確立しなかったことに遺憾の意を表している。『大統領第一次就任演説』(1801)では、陪審裁判を目して、「われわれの政治的信頼の信条」や「市民の教育のテキスト」や「公務員の職務遂行を評定する規準」などのひとつに数えている。そして死の3年前、故郷のモンティセロ発の『A・コレイへの手紙』(1823)では、アメリカの人民による政治、代表による政治を誇りながら、「わが国では、政府の各部門に選挙制がとられています。ただし司法部は例外で、人民はその機能と選任に適さないとされています。しかもこの部門においてすら、陪審制が認められています」¹⁸⁾と書き送っている。こうしてみると、ジェファソンの青年期から死にいたるまで、陪審裁判は一貫して彼の政治思想の中心にあって、時々の自由度を計測するための重要なものさしの一つであった、と位置づけることができるだろう。

ちなみに、陪審制の代表的な明文規程としては、アメリカにおける人権宣言の先駆たる『バージニアの権利章典』(1776)の第8条および第11条と、連邦の権利章典たる『連邦憲法修正十カ条』(1791)の第5条、第6条および第7条などがある。

3. 自由のための制度

(1) 連邦憲法——「昇りゆく太陽」

1787年9月17日、3カ月余の長きにわたった連邦憲法会議は、憲法の確定草案の起草という役目を終えようとしていた。フランクリンが立ち上がり、議長ワシントンの椅子の背後に描かれている太陽の絵に満場の注目を促して、こういったという。「私はこれまでしょっちゅうこの絵を見てきましたが……この太陽は昇るところなのか、それとも沈むところなのか、分かりませんでした。しかしいま、ついに分かりました……これは昇りゆく太陽なのです。」²⁰⁾ 草案審議に難航を重ねた末に、さまざまな立場や意見の「妥協の一束」として成立した憲法案だけに、使命達成の安堵感や新政府創設への期待をふくめて、議場の雰囲気をよく伝えるエピソードである。

翌88年に連邦憲法発効、89年に第1回連邦議会開催およびワシントン初代大統領就任および組閣というように、アメリカの実際政治は緒につく。そして現在にいたるまで、連邦憲法は修正箇条を付加したものの、今なお西洋世界で最古かつ現役の成文憲法として機能しているし、その政治制度を根底から揺るがすような動きは発生しなかった。これをヨーロッパ大陸諸国と比較するとき、際だったアメリカの特徴といわねばならない。国内的にも、対外的にも変転きわまりない政治情勢のもとに生きてきたヨーロッパ大陸の知識人の目には、このアメリカの政治的安定は、アメリカ独特の諸事情が相まって作用した結果である、と映るようである。²¹⁾

さてそれでは、200年以上にもわたってアメリカの政治社会が活力を保ちつづけてきた秘密はどこにあるのだろうか。一言でいえば、それは集権対分権、権力対自由という、政治哲学上ならびに政治技術上の古くかつ新しい問題にたいして、以下のような巧みな解答を書いた点にある。

連邦憲法会議に参集したメンバーたちはほとんど例外なく、実際政治の運営上、強力な州主権の存在の前に立ち往生するという経験をしていたがゆえに、強力な中央政府の必要性について意見の一致を見ていた。そこで彼らは、中央政府樹立と連邦主義との組み合わせという新機軸を採用した。同時に彼らは、一元的支配に傾きがちな権力にたいして個人の自由を保障するためにはどのような政治社会を建設すべきか、に腐心した。その結果、彼らの得た解答は、

ひとつには政治の領域における権力の分立と抑制のシステムであり、ふたつには社会の領域における諸利益集団間の均衡と抑制のネットワークであった。

(2) 政治の機構

以下の行論では、政治評論集『ザ・フェデラリスト』²²⁾に拠りつつ、その著者たち（彼らのペンネームであるパブリウス Publius と総称する）の政治社会論を検討することによって、アメリカ憲法の政治体系を見てみよう。なぜなら同書は、連邦憲法のもっとも権威ある注釈書として不動の地位を占めているからである。

まず、政府と人間との関係についてパブリウスはこう指摘する。「人間が人間の上に立って政治を行うという政府を組織するにあたっては、最大の難点はつぎの点にあるのである。すなわち、まず政府をして被治者を支配しうるものとしなければならないし、次に政府自体が政府自身を制御せざるをえないようにしなければならないのである。人民に依存しているということが、政府に対する第一の制御になっていることは疑いをいれない。しかし、経験が人類に教えるところから従えば、やはりこれ以外に補助的な、警戒的な措置が必要なのである」 [51]。

ヨーロッパ思想の先達の教えからも、また植民地の1世紀半以上におよぶ自治の経験からしても、人民の同意や多数者支配や法による支配その他の民主主義的政治原理の採用は当然とされた。ここにいう「(政府が)人民に依存している」とは、民主政治にはかならない。なるほどそれは選挙権の行使を介したり、あるいは同意の原理を援用したりすることによって、政府の専横や越権にたいして一つの予防策たりえよう。

しかしパブリウスは、民主主義だけでは不十分であるという判断を示している。外敵の防衛、租税の賦課と徴収、軍隊の動員と指揮、国内秩序の維持、被治者の支配——これらを効率よく実行するだけの強力さを備えた政府の必要性は、独立戦争の日々の経験から、アメリカの政治指導者たちの痛感するところであった。つまり、政府とはまず第一に、頼りがいのある政府でなければならなかった。

とはいえ、もしもイギリスのアクトン卿が指摘したように、「権力は腐敗する。絶対的な権力は絶対的に腐敗する」のが世の常だと観念するなら、たとえ民衆の支持を基盤としている民主政治であっても、強力なリーダーシップを与えられた政府が市民の自由を踏みにじる危険はつねに存在する。それが、経験が人類に教える教訓であり、パブリウスはその教えにならって、「補助的な、警戒的な措置」を不可欠と判断したのであった。そして、その方策としてパブリウスの書く処方箋が、権力分立²³⁾や抑制均衡のシステムという自由主義的な政治手法なのである。

周知のように、それは多くの権力や権限が同一の政府部門に集中することを防ぐための装置である。連邦憲法はそのかぎりにおいて、18世紀政治理論の厳格な適用の試みであった。18世紀政治理論は、国家権力の活動を諸力間の単純な相互作用であると解しており、政治的機能を引力という観点から考えていたという意味において、抑制と均衡という人工の仕組みはニュートン力学理論の影響下にあった。政治制度が巧みに設計されていれば、諸力間のダイナミズムが自動的に働いて、必然的に万事うまく運ぶであろう、というわけである。

ただパブリウスは、政府の三部門を機械論的に切り離し、それらをたがいに對抗させるシステムだけで事足りるとせず、さらに一步を進めて、社会学的諸力もしくは人間心理学を政治の領域に適用することによって、より確実な自由の保障策を講じようとした。つまり、それぞれの政府部門が他部門からの侵害に対して抵抗できるようにと、「憲法上の手段と個人的な動機」とを連関させることを提唱したのであった。たんに機構としての権力分立制を敷くだけではなく、人間の「野望には、野望をもって對抗せしめる」——パブリウスみずから、この構想をもっとも重要だと考えたらしく、重複をいとわず、わずか20数行の間を置いて再度くり返している。いわく、「人間の利害心を、憲法に規定された官職上の権利に結合せしめなければならない」、そして、「各個人の私的な利害が公の権力に対する番人となるように、いろいろな官職を配分する」と [51]。

後年、トクヴィルが大略つぎのように書いたとき、さかのぼること約半世紀前にパブリウスが提唱した方策を、追認していたといえよう。「宗教心の動揺、道義の低下にともなって、信仰が論議に、感受性が打算に席を譲る。この全般にわたる動揺のなかにあつては、権利の観念と私的利益の観念——それは人心の唯一、不変の根拠である——とを首尾よく結合させなければ、世の中を治めるのに、恐怖以外にいったいどのような手段があるのだろうか。」²⁴⁾

このように、パブリウスが政治の領域に心理学的要素を持ち込む背景には、人間の赤裸々な本性を直視する人間観がある。彼らは人間の本性を、さまざまな情念によってつき動かされるものとみた。『ザ・フェデラリスト』の随所に、ホップズをほうふつさせる評言が見られる。彼らはこう自問自答する——「そもそも政府とはいったい何なのであろうか。それこそ、人間性に対する最大の不信の現れでなくして何であらう。」 [51]。復讐、貪欲、野心、怨恨、欺瞞、恐怖、羨望、嫉妬、名誉、誇り、怒り、自己愛などなどは、正しい判断を下す人にも、それに反対する人にも、

治者にも、被治者にもおしなべて影響をおよぼす。大統領でさえ物欲や野心に駆られるあまり、自分の義務をないがしろにしてみずからの利得を図ろうとするかもしれない [6, 1, 75]。パブリウスの目には、これら諸情念の虜となつてうごめく人間の有り様が見えた。したがって、国家の建設も政治の制度も、「人間事象のごく自然な経験の道理」を念頭においておこなわれなければならない。なぜなら、それに反するような行き過ぎの政策は、人間の顧みるところとならず、おのずから破綻をきたすだろうからである [25]。

(3) 社会の構成

こうした人間観に立って、パブリウスは政治制度の方法論を社会の構成にたいしても適用する。人間の善なる性に期待すべきでない以上、人間が関与する公私の事柄全般にわたって、「対立し敵視する利害を組み合わせ、よりよい動機を欠如を補充しようという方策」 [51] に頼らざるをえない。すなわち、各人による私的利益の追求がなんらかの仕方では社会の利益を達成するように仕向けられなければならない、というわけである。〈私利を通じて公益へ〉——これがパブリウスの提言のモチーフであった。その具体的な適例として、党派（原語は *faction*、*party* とほとんど同意語である。）の問題の解決策をパブリウスがどう論じたかを見よう。

党派が各州の政治を腐敗させ、不安定と不正をもたらしてきたことは、遺憾ながら事実と認めざるをえない。しかし、党派は人間の情動的本性から発生するものであり、加えて、アメリカは民主政治を保持しなければならないがゆえに、党派を一掃することは危険であると同時に愚行である。なぜなら、空気が火事を起こすからという理由で空気を一掃するなら、動物は死に絶えてしまうのにも似て、党派が害をおよぼすという理由で党派を一掃するなら、政治と社会にとって不可欠な自由は死滅してしまうからである。このように、党派の発生する原因そのものを除去すべきでないとすれば、党派のもたらす結果を抑制するしか手だてはない。ここで再び、「野望には野望を」の方法論が適用される。この政治における方法論を社会のための方法論に拡大適用したところに、その他の18世紀政治理論家とは異なるパブリウスの独創的な工夫があった、といえるだろう。

歴史に登場した民主社会の諸形態を研究した結果、パブリウスが発見した常態は、小規模な社会で直接民主政治がおこなわれると、多くの場合、混乱が発生し、公益が損なわれ、社会は短命に終わる、ということであった。なぜなら、小規模な社会→党派や利益群の数が少ない→多数者が同一の党派で形成される→強大な党派が脆弱な党派を圧倒する→政治的・社会的な自由が失われる、からである [10]。この過程を逆にさかのぼれば、自由の逸失すなわち圧政の発生原因は小規模社会にあることが分かる。

そこで、連邦主義によって領土を拡大し、代表制の採用によって政治社会の規模を大きくするならば、そのなかに含まれる党派や利益群はいっそう多数化し、多様化し、「社会自体が多くの部分、多くの利害、多くの市民階層に分割されることになるので、個々人の権利や少数者の権利も、多数者によって危険をうける可能性は少ない。自由な政府においては、市民的権利に対する保障は、信教上の権利に対する保障と同様でなければならない。その保障は、前者の場合には多くの異なった利害が存することにあり、後者の場合には多くの異なった宗派が存することにある。いずれの場合にも、その権利保障の度合いは、利害や宗派の数がどれだけ多いかにかかっている。」 [51]

以上を要約すれば、パブリウスの主張の核心は、政治と社会の全領域において、広範に多数かつ多面的な諸要素を存在させ、それらのあいだに対立と抑制のダイナミズムを作用させ、もって全体の均衡を図る点にあった、といえよう。より多くの要素間に働く対立均衡のネットワークのなかにこそ、自由が宿りうる——この信念がパブリウスの神髄であった。それは、〈多ければ多いほどよい〉というシステムの勤めであった。

『ザ・フェデラリスト』の著者3人はのちに、ハミルトンは初代財務長官として、「憲法の父」マディソンは第四代大統領として、ジェイは最高裁判所首席判事として、それぞれ初期アメリカ合衆国の政治の実務に携わった。彼らは実際政治家であったから、連邦憲法という骨格の創造に関与したあとは、政治の運営と社会の発展という肉づけの仕事をしなければならなかった。その結果、アメリカは当初に意図されたとおりの行程をたどったのか。自由はどの程度まで、どういう形で保障されたのか。過去200年間の歩みのなかで、アメリカ人は自由をどのように意識するようになっていったのか。そして現在、アメリカは自由にかんしてどのような状況にあるのか。これらが、つぎに検討されるべき問題である。

(未完)

文 献

- 1) ここにいう「大文字の自由」観と「小文字の自由」観は、それぞれ「単数形の自由」観と「複数形の諸自由」観に言い換えてもよい。後者の一對の用語および区別については、Guido de Ruggiero, *The History of European Liberalism*, tr. by R.G.Collingwood (Beacon Press, Boston; 1966), part II, とくに I. What Liberalism is を参照。
- 2) 両者の論争については、拙著『人権と国家——民主主義に万歳二唱』（風媒社、1989年）、第4章、第2節および第3節を参照。
- 3) トマス・ペイン『人間の権利』（岩波書店、1974年）、25ページ。
- 4) Thomas Paine, "Declaration of Rights", *The Writings of Thomas Paine*, ed. by M.D.Conway (N.Y.; 1894), vol.III, pp.128-129.
- 5) エドモンド・バーク『フランス革命論』（鍋島能正訳、理想社、1967年）、34ページ。
- 6) トクヴィルが「アメリカにおける法曹的精神について」と題した一節のなかで、アングロ・サクソンの性格とフランス的性格とを対比しているのも興味深い。「イギリスまたはアメリカの法曹はすでになされた行為を探求し、フランスの法曹はしたいと思うべきであったところを追求する。前者は判決を、後者は理由を欲する。」アレクシス・ド・トクヴィル『アメリカにおけるデモクラシー』（中央公論社、『世界の名著・第33巻』、1970年）、491ページ。
- 7) たとえばヴァーノン・ルイス・パリンソンは、「政治的民主主義が緒につく——1787～1800年」と題した一節のなかで、ペインとジェファソンをともに「政治思想家——フランス派」として一つにまとめて解説している。Vernon Louis Parrington, *Main Currents in American Thought* (Harcourt, Brace & World, N.Y.; 1927), Book III, Part II を参照。
- 8) ダニエル・ブーアスティン『過剰化社会——豊かさへの不満』（後藤和彦訳、東京創元社、1980年）、138ページ。
- 9) ロデリック・ナッシュはジェファソンを目して、弁明と宣言を行う人という本来の意味で「宣伝者」（プロパガンディスト）と呼んでいる。彼はいみじくも、「イギリスによる課税は植民地人の財布を軽くするので嫌われたわけだが、経済的私欲は革命の理由としては受け入れがたかった。したがって不平不満は、巧みな革命的技術によって、“自然の法や自然の神の法”に対する冒涇という観点から表現された。ロックの理論を用いて、ジェファソンは私欲（税、財産喪失）を原理（財産と自由の神聖という自然権）に昇華させたのである。……独立宣言を書くジェファソンの目的は説得することであり、公平な学問ではなかった」と評して、『独立宣言』におけるジェファソンの役割の性質を言い当てている。ロデリック・ナッシュ『人物アメリカ史（上）』（足立康訳、新潮社、1989年）、119ページ。
- 10) アレン・M・ポッター他『アメリカの政治』（松田武訳、東京創元社、1988年）、25-26ページ。および、アメリカ学会訳編『原典アメリカ史・第2巻』（岩波書店、1976年）、186ページ。
- 11) 丸田隆『陪審裁判を考える』（中央公論社、1990年）、66ページ。
- 12) ヨハン・ホイジンガ『アメリカ文化論』（橋本富郎訳、世界思想社、1989年）、17ページ。
- 13) ホイジンガ、前掲書、5ページ。
- 14) トマス・ジェファソン『イギリス領アメリカの諸権利についての意見の要約』（中央公論社『世界の名著・第33巻』、1970年）、221ページ。
- 15) ジェファソン『大統領第一次就任演説』、前掲書、276ページ。
- 16) 19世紀前半のアメリカの社会と政治をつぶさに観察したトクヴィルは、陪審制度がアメリカ市民にたいしてどのような効用を発揮しているかを、つぎのように描いている。「[陪審は] 社会に対して果たすべき義務があるとすべての人に感じさせ、また政治に参加するのだとも感じさせる。陪審は人々をその私事以外のことにかかわらせて、個人の利己主義と闘う。利己主義は社会の錆である。陪審は、無料で常時開設の学校[であり]、そこで陪審員は、おのおの自己の権利についてみずから学び……。私は、これを人民の教育に役立つ最も有効な方法の一つとみなす」。アレクシス・ド・トクヴィル『アメリカにおけるデモクラシー』、前掲書、498-503ページ。
- 17) こうしたイギリス本国の態度にたいするアメリカの抵抗の一例として、1743年の有名なジョン・ピーター・ゼンガー事件がある。「ニューヨーク植民地の印刷屋ゼンガーは、総督批判を掲載した新聞を発行しつづけ、文書誹謗罪で訴追された。彼は、ハミルトン弁護士の応援を得て、自分の正当性を主張しつづけたが、ゼンガー事件で

もっとも勇気のあったのは、この事件を担当した陪審員たちであった。彼らは、裁判官の指示する評決を出さない場合には厳格な処罰を与えることになる、という裁判官の態度にわたる威嚇にも屈せず、ついにゼンガー無罪の評決を出した。」丸田隆、前掲書、66-68ページ。

- 18) これらの手紙については、ジェファソン「書簡選集」(『世界の名著・第33巻』, 前掲書, 所収)による。
- 19) いずれも、高木八尺他編『人権宣言集』(岩波書店, 1989年), 所収。
- 20) ロデリック・ナッシュ『人物アメリカ史(上)』, 前掲書, 106ページ。
- 21) ホイジンは、こう書いている。「これまでヨーロッパ史を支配してきた要因は、アメリカ史にはほとんど完全に欠如している。独立が達成され、合衆国憲法が批准されるや、共和国に新しい政治形態をもたらそうとする試みはもはや存在しなかったし、まして王朝の問題は存在しなかった。封建制の森の痕跡をとどめる切り株は一つとして残っていなかった。……政治と宗教の関係という問題も、教会の権力やその地所の問題もない。防衛についても、近隣諸国のまつただなかで政治的均衡をいかにして維持するかについても、あるいは、彼らに対していかにして支配を確立するかについても、なんら問題は存在しない」。『アメリカ文化論』, 前掲書, 7-8ページ。
- 22) アレクサンダー・ハミルトン, ジュイムズ・マディソン, ジョン・ジェイ『ザ・フェデラリスト』(斉藤真・武則忠見訳, 福村出版, 1991年)。以下、同書からの引用はすべて本書を使用し、各々の末尾の[]のなかに篇の数字のみを記す。
- 23) ただし、「新憲法案は、[立法府と行政府と司法府という]三つの独立せる政府部門を創設せんとするものではない」というようなビーアドの見解がある。「新憲法案が創設せんとするのは、混合せしめられ、かつ連結せしめられた三部門である。……三部門における人々の野望や利害関係や実力を、相互に張り合わせ、一組の機関が権力のすべてを掌握してしまわないように、すなわち、それが危険なまでに強力となることのないように仕組もうというのである」(チャールズ・A・ビーアド『アメリカ共和国——アメリカ憲法の基本的精神をめぐって』, みすず書房, 1988年, 245ページ。)また、実際のアメリカ政治の機構と運営については、たとえば行政府=大統領の権限がひじょうに大きいために、厳密な意味での三権分立制にはなっていないと指摘されることもしばしばである。
- 24) トクヴィル『アメリカにおけるデモクラシー』, 前掲書, 463ページ。ただし一部改訳したので、お断りしておく。
- 25) ジョージ・メイス『ロック, ホップズ, フェデラリスト——アメリカの政治的伝統の起源』(橋本富郎・吉田達志訳, 風媒社, 1987年), 第7章を参照。
- 26) 「たがいに対立し、抑制しあう多様な諸利益」という考え方の発端はデイヴィッド・ヒュームにあると、かつて筆者は書いた[『現代民主主義と歴史意識』(京大政治思想史研究会編, ミネルヴァ書房, 1991年), 453ページ]。しかしジョージ・メイスは大略、つぎのように反論する。「むしろヒュームはこう信じた。人々はもろもろの小さな一団に分散すると、いっそう理性と秩序の双方を受け入れるようになる、と。たがいに抑制しあうのは、情念に動かされた自己本位の諸利益ではないのである。地理的に分散すれば、人々はより理性的になるから、公的な利益が実現される、というのである。」メイス, 前掲書, 197-198ページ。